

「基本価格評価表」について

1. これまでの経緯

平成 27 年（2015 年）産業連関表において、取引基本表の公表後に「基本価格表示による産業連関表（以下、「基本価格評価表」という。）」を初めて作成し、参考表として総務省ホームページ（令和 2 年 7 月 7 日第 11 回産業連関技術会議資料）で公表した。「基本価格評価表」の作成は、「公的統計の整備に関する基本的な計画（第Ⅲ期基本計画）」において、「国際比較可能性の向上等」に資する具体的措置の一つとして掲げられていたものであり、その対応の一環と位置付けられる。

令和 2 年（2020 年）産業連関表においても、引き続き「基本価格評価表」を作成するが、その公表時期は取引基本表と同時とした。ただし、利用可能な基礎資料等の制約もあり、参考表の位置付けは維持した。

2. 「基本価格評価表」の作成

(1) 基本価格について

2020 年「生産者価格評価表（統合中分類）」をもとに「基本価格評価表（統合中分類）」を作成する。この際、 $\text{基本価格} = \text{生産者価格} - \text{生産物に課される税(消費税含む)} + \text{経常補助金}$ により、基本価格への変換を行う。

(2) 「生産物に課される税」の内容

国民経済計算推計手法解説書（年次推計編）2015 年（平成 27 年）基準版では、以下の項目を「生産物に課される税」の内容としている。

表 1 生産・輸入品に課される税の内容¹

2008SNAの分類	国民経済計算における主な内容	
生産物に課される税	付加価値税	消費税、地方消費税
	輸入関税	関税、原油等関税
	その他	揮発油税※、地方揮発油税※、航空機燃料税※、石油ガス税※、石油石炭税※、酒税※、たばこ税※、たばこ特別税※、道府県たばこ税※、市町村たばこ税※、不動産取得税、日本中央競馬会納付金※、預金保険機構納付金※、ゴルフ場利用税※、自動車税（環境性能割）の1/2、軽自動車税（環境性能割）の1/2、軽油引取税※

表 1 の「生産物に課される税」のうち、2020 年表の「間接税(関税・輸入品商品税を除く。)」に計上されるものと基本分類との対応関係は、表 2（内閣府提供）に示すとおり。

¹ 「国民経済計算」の 2020 年基準改定に向けた検討状況との整合性を踏まえ、不動産取得税や自動車税（環境性能割）など産業連関表の基本分類と個別対応付け困難なものは（表 2 参照）、基本価格推計上の「生産物に課される税」から除外した。この結果、2024 年 6 月時点で公表されている「2020 年度国民経済計算(年次推計)」の「一般政府の部門別勘定」の「生産物に課される税」とは上記の点に関する相違がある。

表2 「生産物に課される税」の内訳および基本分類との対応関係

	税目		対応する列部門		対応する行部門	
	1	揮発油税及び地方揮発油税	211101	石油製品	2111011	ガソリン
個別対応可能な生産物に課される税	2	航空機燃料税	575101	航空輸送	5751012	国内航空旅客輸送
					5751013	国内航空貨物輸送
					5751014	航空機使用事業
	3	石油ガス税	211101	石油製品	2111018	液化石油ガス
	4	石油石炭税	061101	石炭・原油・天然ガス	0611011	石炭
					0611012	原油
					0611013	天然ガス
			211101	石油製品		(還付に該当する石油製品)
	5	酒税	112101	清酒	1121011	清酒
	6	酒税	112102	ビール類	1121021	ビール類
	7	酒税	112103	ウイスキー類	1121031	ウイスキー類
	8	酒税	112109	その他の酒類	1121099	その他の酒類
	9	たばこ税	114101	たばこ	1141011	たばこ
	10	日本中央競馬会納付金	674103	競輪・競馬等の競走場・競技団	6741031	競輪・競馬等の競走場・競技団
11	ゴルフ場利用税	674104	スポーツ施設提供業・公園・遊園地	6741041	スポーツ施設提供業・公園・遊園地	
12	軽油引取税	211101	石油製品	2111014	軽油	
13	預金保険機構納付金	531101	金融	5311012	民間金融 (F I S I M)	
14	特定アルコール譲渡者納付金	511101	卸売業	5111011	卸売業	
個別対応付け困難な生産物に課される税		不動産取得税	全部門		全部門	
		自動車税環境性能割の1/2	全部門		全部門	
		軽自動車税環境性能割の1/2	全部門		全部門	

一方、「生産物に課される税」のうち、2020年表の「関税・輸入品商品税」に計上されるものについては、総務省の推計結果による。なお、消費税についても、2020年産業連関表作成の本体作業と同等の推計値を用いた。

(3) 「基本価格評価表」の形式

「基本価格評価表」の形式は国連ハンドブックに掲載されている下表を参考にしつつ、消費税の表章方法の違いなどを考慮して適宜修正を加えた。²

表12.19 生産物×生産物の投入産出表の実証例

行部門\列部門	生産物							最終使用							基本価格の総産出	
	農業	製造業	建設業	商業・運輸・通信	金融・対事業所サービス	その他サービス	合計	家計消費	対家計民間非営利団体	一般政府	総固定資本形成	貴重品変動	在庫変動	純輸出		合計
農業	2,492	6,065	8	248	29	34	8,877	2,042			170		-32	-2,275	-95	8,782
製造業	1,708	98,765	10,754	13,040	5,768	5,893	135,928	33,525		1,749	21,736	1,929	2,737	-11,198	50,477	186,405
建設業	73	2,148	10,131	2,016	3,934	1,282	19,585	1,402			24,323		-38	0	25,687	45,272
商業・運輸・通信	248	15,900	2,258	23,514	7,586	3,183	52,690	56,185		4,575	9,951	240	363	10,746	82,060	134,750
金融・対事業所サービス	377	10,851	4,627	19,180	32,755	7,872	75,662	36,669		1,006	10,254	0	-177	4,095	51,846	127,508
その他サービス	6	297	51	1,174	482	1,756	3,765	13,429	5,416	53,163	113	14	1	-257	71,878	75,643
基本価格の合計	4,905	134,027	27,830	59,173	50,554	20,019	296,507	143,252	5,416	60,493	66,547	2,183	2,854	1,111	281,853	578,360
生産物に課される税 (控除補助金)	78	862	226	1,333	1,839	2,646	6,984	22,810		557	2,870	152	7	397	26,794	33,778
購入者価格の合計	4,983	134,889	28,056	60,506	52,393	22,665	303,491	166,062	5,416	61,050	69,417	2,335	2,861	1,508	308,647	612,138
雇業者報酬	411	25,857	10,216	38,422	28,962	40,475	144,343									
生産に課されるその他の税 (控除補助金)	-1,446	717	545	1,762	2,267	1,014	4,859									
固定資本減耗	1,620	11,519	1,422	10,172	21,759	6,977	53,469									
営業余剰(純)	3,214	13,423	5,032	23,889	22,127	4,512	72,197									
租付加価値	3,799	51,516	17,215	74,245	75,115	52,978	274,868									
基本価格の投入	8,782	186,405	45,271	134,751	127,508	75,643										

Austria 2011

(出所) United Nations "Handbook on Supply and Use Tables and Input-Output Tables with Extensions and Applications" chapter12

² 国連ハンドブックでは、生産者価格において“控除可能な”間接税はすでに控除する整理がされている。このため、消費税のような“多段階控除的な”間接税は生産者価格に含まれていない。これによって、我が国の消費税はハンドブックと整合した対応がとりづらい事情がある。

(4) 「基本価格評価表」の作成手順

「生産物に課される税」のうち「間接税(消費税除く)」（国産品と輸入品に分割）、「経常補助金」、「消費税（国産品と輸入品に分割）」の各マトリックスを作成、「生産者価格評価表」のマトリックスから上記マトリックスを減算して、「基本価格評価表」を作成する（「経常補助金」はマイナス値のため、結果的に加算となる）。

〔参考1〕 各マトリックス作成方法の概要

(1) 準備作業

間接税等を行部門に対応させた後、その合計値を同行部門の各セルへの配分時に利用するため、「生産者価格評価表」を「国産品」と「輸入品」のマトリックスに分割、以下の3通りの産出比率を予め算定する。

産出比率①：国産品の産出比率(輸出含まず)

産出比率②：国産品の産出比率(輸出含む)

産出比率③：輸入品の産出比率

(2) 間接税(消費税除く)マトリックスの作成

「生産物に課される税」のうち、表2に掲げる「間接税(消費税除く)」については、国産品と輸入品に分け、以下の手順でマトリックスを作成。

(2)-1 国産品間接税(消費税除く)マトリックスの作成

- ① 表2の対応関係に基づき、「国産品間接税(消費税除く)」の税額を、特定の列部門または行部門に対応させる。なお、列部門から行部門への同税額の変換はCT比(生産者価格)による(行部門から列部門への変換も同様)。
- ② 上記①により「各列部門に対応させた税額」を当該列部門の「間接税(関税・輸入品商品税を除く。)」に計上。
- ③ 上記①により「各行部門に対応させた税額」を準備作業で算定した「産出比率①：国産品の産出比率(輸出含まず)」により各セルに配分。
- ④ 上記③より「各行部門の各セルに対応させた税額」につき、列部門ごとの中間投入計を算定、これを行部門「産出計(基本価格)－投入計(基本価格)」に計上。

(2)-2 輸入品間接税(消費税除く)マトリックスの作成

- ① 各行部門の「関税」及び「輸入品商品税(消費税除く)」を準備作業で算定した「産出比率③：輸入品の産出比率」により各セルに配分。
- ② 上記①により「各行部門の各セルに対応させた税額」につき、列部門ごとの中間投入計を算定、これを行部門「産出計(基本価格)－投入計(基本価格)」に計上。
- ③ 各行部門の「関税」及び「輸入品商品税(消費税除く)」はそのまま残す。

(3) 補助金マトリックスの作成

国民経済計算において「補助金」は「生産に課されるもの」と「生産物に課されるもの」が分化されておらず、付加価値部門に計上される「経常補助金」の全額を「生産物に課されるもの」とみなして、以下の手順でマトリックスを作成する。

- ① 「生産者価格評価表」の各列部門の「経常補助金」を対応する行部門に変換する。なお、同変換はCT比(生産者価格)による。
- ② 上記①により各行部門に対応させた経常補助金(マイナス値)を、準備作業で算定した「産出比率②：国産品の産出比率(輸出含む)」により各セルに配分。
- ③ 上記②により各行部門の各セルに対応させた「経常補助金」につき、列部門ごとの中間投入計を算定、これを行部門「産出計(基本価格)－投入計(基本価格)」に計上。
- ④ 各列部門の「経常補助金」はそのまま残す。

(4) 消費税マトリックスの作成

国産品と輸入品に分け、以下の手順でマトリックスを作成する。以下は総務省の消費税推計に用いた推計値を利用する。

(4)-1 国産品消費税マトリックスの作成

- ① 各行部門の「売上税額(=消費税納税額+仕入控除税額)」を準備作業で算定した「産出比率①：国産品の産出比率(輸出含まず)」により各セルに配分。
- ② 上記①の各行部門の「売上税額」を対応する列部門に変換、当該列部門の「仕入控除税額」および「消費税納税額」(「間接税(関税・輸入品商品税を除く。)」の内訳)を差引した金額(=消費税の投資控除額に相当)を行部門「産出計(基本価格)－投入計(基本価格)」に計上。
- ③ 各列部門の「間接税(関税・輸入品商品税を除く。)」の内訳の「消費税納税額」および「家計外消費支出」の消費税はそのまま残す。

(4)-2 輸入品消費税マトリックスの作成

- ① 各行部門の輸入品商品税内訳の「売上税額」を、準備作業で算定した「産出比率③：輸入品の産出比率」により各セルに配分。
- ② 上記①により各行部門の各セルに対応させた税額につき、列部門ごとの中間投入計を算定、これを行部門「産出計(基本価格)－投入計(基本価格)」に計上。
- ③ 各行部門の輸入品商品税内訳の「消費税」はそのまま残す。

〔参考2〕「基本価格評価表」の表章における調整項目

「基本価格評価表」では、単純には、投入と産出の合計は一致しない。

各列部門における中間投入合計（生産者価格）を A 、中間投入合計（基本価格） A_0

その差分を A_1 （すなわち $A = A_0 + A_1$ ）

生産物に課される税（控除補助金）を T 、 T 以外の付加価値を V

また、国内生産額（生産者価格）を X 、国内生産額（基本価格） X_0

その差分を X_1 （すなわち $X = X_0 + X_1$ ）

とすると、恒等式は、 $A + T + V = X$ が成り立ち、 $A_0 + V + (A_1 + T - X_1) = X_0$ を得る。

したがって、基本価格ベースの投入合計である $A_0 + V$ は X_0 に通常は一致しない。

一方で、 X_0 は基本価格ベースの産出合計に一致する。

このことから、 $(A_1 + T - X_1)$ については、「基本価格評価表」において調整項目として新たに
行部門（「産出計(基本価格)と投入計(基本価格)の差額」）を設けて表章する。これは、2015年の
「基本価格評価表」において、営業余剰によって調整していたものに相当する。

なお、消費税以外の税・補助金のみと考えると $T = X_1$ であり、消費税のみと考えると

$A_1 + T +$ 「当該列部門が行った投資分控除税額」 $= X_1$ となる。

このことから、当該調整項目には、消費税以外の税・補助金では A_1 相当分、すなわち中間投入
合計における生産者価格と基本価格の差分のみが計上され、消費税では、－「当該列部門が行っ
た投資分控除税額」が計上されることになる（最終需要部門では、本調整項目は計算式上でも0
となる。）。

以 上